

健康保険 あきた 1

2026

職場内で**掲示・回覧**をお願いします!

vol.178

メルマガ・LINE登録募集中

健康保険の最新情報を
毎月無料でお届けします!

メルマガ



LINE



協会けんぽ秋田支部データ

令和7年8月末現在の確定値
()内は対前年同月比

事業所数	16,639社	(136社)
被保険者数	190,724人	(▲1,241人)
被扶養者数	92,312人	(▲5,439人)
平均標準 報酬月額	266,402円	(5,724円)

【協会けんぽ秋田支部】018(883)1800

各種手続きが**電子申請**でもっと手軽に!

令和8年1月13日より、協会けんぽホームページから
電子申請ができるようになりました。

①利用準備

- 利用端末(スマートフォン等)を準備してください。
- 加入者の方はマイナンバーカード、マイナポータルアプリで認証を行います。



②申請を行う

- 協会けんぽホームページから手続きを行います。
- 申請に必要な添付書類は画像データで登録します。



③結果の確認

- 審査結果は、書面で送付します。
- 申請に不備があった場合は、郵送でお知らせするとともに、電子申請サービス内でデータを返却します。
- 返却されたデータを利用して再申請することも可能です。

★電子申請のここが凄い!

安心

- 記入漏れの確認ができます。
- 制度や不明点について、確認しながら入力できます。

便利

- 郵送の手間・時間・費用が削減できます。
- 申請後の処理状況が確認できます。

電子申請の詳細

電子申請の
特設ページはこちら↓



会社で配布できる
案内チラシはこちら↓



申請できる方

電子申請は「被保険者の方、社会保険労務士の方」が利用可能です。
事業所の担当者の方はご利用いただけませんので、ご注意ください。
※一部、被扶養者の方も申請可能です。詳しくは電子申請特設ページをご確認ください。

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本年度は、申請書等の電子申請や、皆さまの日常の健康づくりをサポートするけんぽアプリをスタートさせ、加入者の皆さまのお役に立てるよう、より一層の努力をして参ります。本年も変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆さまのご健康と各事業所様の益々のご繁栄をお祈り申しあげ、新年のご挨拶とさせていただきます。

全国健康保険協会秋田支部 支部長 加藤 尊



ご存じですか？

ご退職後の健康保険について



ご退職後に加入する健康保険には、3つの方法があります。

制度	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険
手続先	協会けんぽ	市町村の国保担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ●退職日までに、協会けんぽに加入している期間が継続して2か月以上必要になります ●退職日の翌日から20日以内に手続きが必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ●お住いの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります ●ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●退職前の保険料を2倍した額 <small>※保険料の上限があります ※2倍した額にならない場合もあります</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●加入する世帯の人数や、前年の所得などによって変わります ●市町村によって保険料が異なります 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご家族の扶養に入る方は、保険料の負担はありません



協会けんぽの任意継続に加入するときは、**退職後20日以内にご提出いただく書類**があります。

申請方法や提出書類についてはこちらをご覧ください→

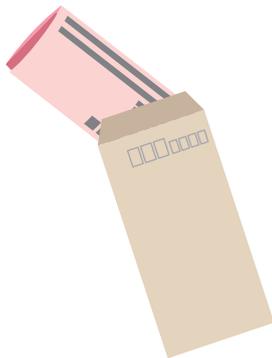


ご注意ください！退職後の受診の仕方



資格確認書の場合

- 在職中の資格確認書は退職日まで使用可能ですが、翌日以降は使用することはできません。
- 退職後は「扶養家族を含めた全員分の資格確認書」を会社で回収するようお願いします。



マイナ保険証の場合

- 退職後、再度「健康保険証」としての利用登録は不要です。
- ただし、「加入している保険の情報の切り替え」は必要ですので、保険の加入/喪失手続きを行うようお願いいたします。

